

バーゼル条約と廃塩ビ輸出の動向について

2021年4月21日
塩ビ工業・環境協会

- 2021年1月1日、プラスチック廃棄物の越境取引に係るバーゼル条約に重大な修正が加えられました。
- 具体的には、①廃プラスチック全体に関しては、リサイクル向けの「汚れていない廃プラスチック」を例外的に規制対象外とする以外は事前輸出入承認の対象とし、一方で②廃塩ビについてはバーゼル条約上の廃棄物と認められる限り、例外なく事前輸出入承認の対象とすることとなりました。
- この規則変更により、廃プラスチックや廃塩ビの日本からの輸出は一部を除き1月に入って急減しました。この減少は、世界の廃塩ビ需要自体の減少ではなく、輸出入取引手続きの変更導入時の不慣れさも要因の一つであるため、今後慎重に動向を見据えていかななくてはなりません。
- 塩ビ業界はかねてよりリサイクルを推進してきましたが、今次規制導入は、従来の輸出実態を大きく変えるもので、国内リサイクル市場開拓の重要性を高める一方、合理的な越境リサイクル活動をむやみに破壊しかねないリスクもあります。
- VECは、環境省・経産省にも指導を受けつつ、塩化ビニル管・継手協会など関係団体・企業等と連携して、本規制に関係者が対処できるよう、規制内容・事業者要望の把握や情報共有に努めてまいります。

以上

A. バーゼル条約附属書の改正と塩ビ系廃棄物の輸出について

(パートA : [VEC メールマガジン 2021. 3. 4 より抜粋](#))

2021年1月1日、[バーゼル条約](#)の改正附属書が発効し、廃プラスチックの輸出が網羅的にバーゼル条約の規制を受けることとなりました。なかでも塩ビ系廃棄物の輸出については、汚れの有無等と関係なく規制対象となり、大きく影響を受けることが予想されます。

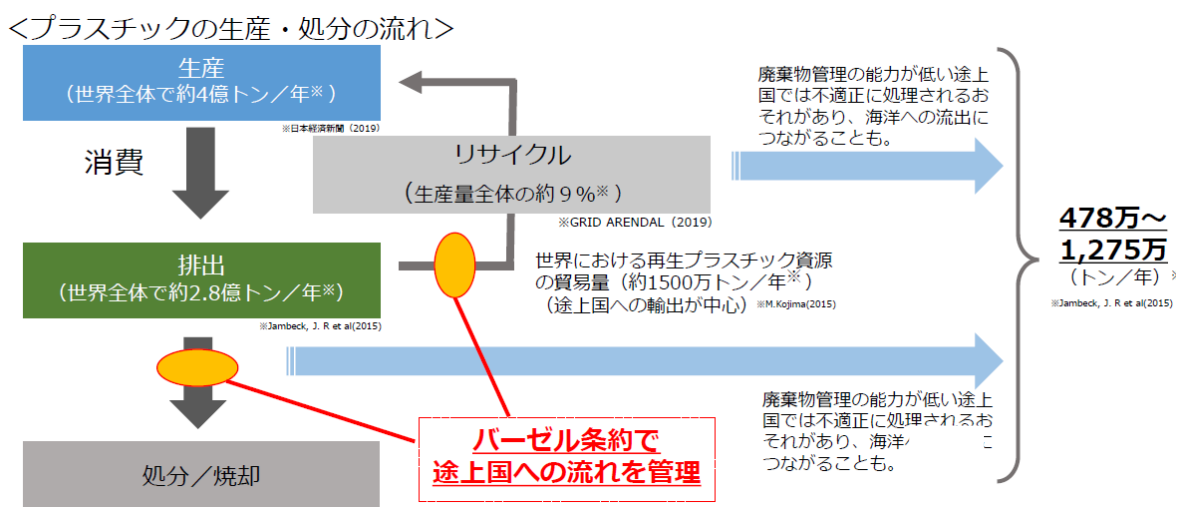
今次改正のポイントや塩ビ系廃棄物の輸出承認申請を受ける際に注意すべき点等について整理してみました。

1. バーゼル条約の附属書改正の背景

2017年、中国が国内での環境汚染等を理由に廃プラスチックの輸入を禁止する規制を導入したことを契機に、先進国から「リサイクル資源」として発展途上国に輸出されたはずの廃プラスチックが、輸入国におけるリサイクルの過程で不適切に処理され、環境汚染を引き起こしているとの指摘が湧き起こりました。

海洋汚染など環境破壊の深刻化につながるこの問題を解決するため、スイスのジュネーブで2019年4月29日から始まったバーゼル条約第14回締約国会議(COP14)において、5月10日、廃プラスチックを新たに条約の規制対象に網羅的に追加する条約附属書改正が決議されました。同規制は2021年1月から運用を開始したところです。

(図1) 今次バーゼル条約附属書改正の背景図



(出所) 環境省「[プラスチックの輸出に係るバーゼル法該否判断基準について](#)」

2. バーゼル条約の附属書改正のポイント

今次附属書改正では、バーゼル条約の3つの附属書に廃プラスチックに係る規定が新設され、全ての廃プラスチックが、規制対象(附属書II又はVIII)又は規制対象外(附属書IX)という形で網羅的に規定されることとなりました。附属書VIIIには「有害性がある規制対象品の例示(A3210)」、附属書IXには「規制対象外品の例示(B3011)」、そして両者いずれにも入らない廃プラスチックは、附属書II「特別の考慮が必要である廃棄物(Y48)」として規制対象に位置付けられました。

(表1) バゼル条約附属書の改正内容とバゼル法及び省令での担保の関係

改正された条約附属書	追加された廃棄物	バゼル法・バゼル省令での担保	規制対象
附属書Ⅱ	Y48 (特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物) を追加	バゼル法第2条第1号口の「条約附属書Ⅱに掲げるもの」で担保 (法律改正なし)	規制対象
附属書Ⅷ	A3210 (有害なプラスチックの廃棄物) を追加	バゼル法省令別表第四に「別表第六に掲げる物を含み、若しくはこれらにより汚染されたプラスチックのくず又はこれらの混合物」を追加し担保 (省令改正)	規制対象
附属書Ⅸ	B3011 (非有害なプラスチックの廃棄物) を追加	バゼル法省令別表第三に「次に掲げるプラスチックのくずであって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業 (再生利用するために調製されたものに限る。) が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの (以下略)」を追加し担保 (省令改正)	規制対象外

(出所) 環境省「[プラスチックの輸出に係るバゼル法該否判断基準について](#)」

この中で特徴的なのは Y48 の規定です。従来はこうした規定がなく、一部例外を除いて有害性や規制の要否を個別に判断してきたのですが、今次附属書改正以降は、A3210 (有害・規制) か B3011 (非有害・規制対象外) に入るか、あるいは Y48 (特別の考慮から規制) に分類されるわけです。

3. 国内の法体系と該否判断基準

国内的には、バゼル条約は[バゼル法](#)、[バゼル法範囲省令](#)等にて担保され、規制品の輸出に当たっては、環境大臣による確認手続きを経たうえでの経済産業大臣による輸出承認が必要とされています。今次改正を担保するため、環境省は 2020 年 10 月 1 日に[バゼル法範囲省令の改正省令を公布](#)したほか、B3011 において例外視される廃プラスチックに該当するか否かに関する「[該否判断基準](#)」を定め、10 月 1 日に公表しました。詳細は、[輸出に関する手引き](#)をご参照ください。

該否判断基準はなぜ作成されたのでしょうか。今次附属書改正で規定される「特別の考慮が必要な廃プラスチック」(Y48) については、具体的にどのような廃プラスチックが該当するかは各国の解釈によるとされています。これを踏まえて環境省は、どの廃プラスチックの我が国からの輸出が規制対象に該当するか否かを適切に判断するための国内における[判断基準](#)を策定し、2020 年 10 月 1 日に公表したわけです。

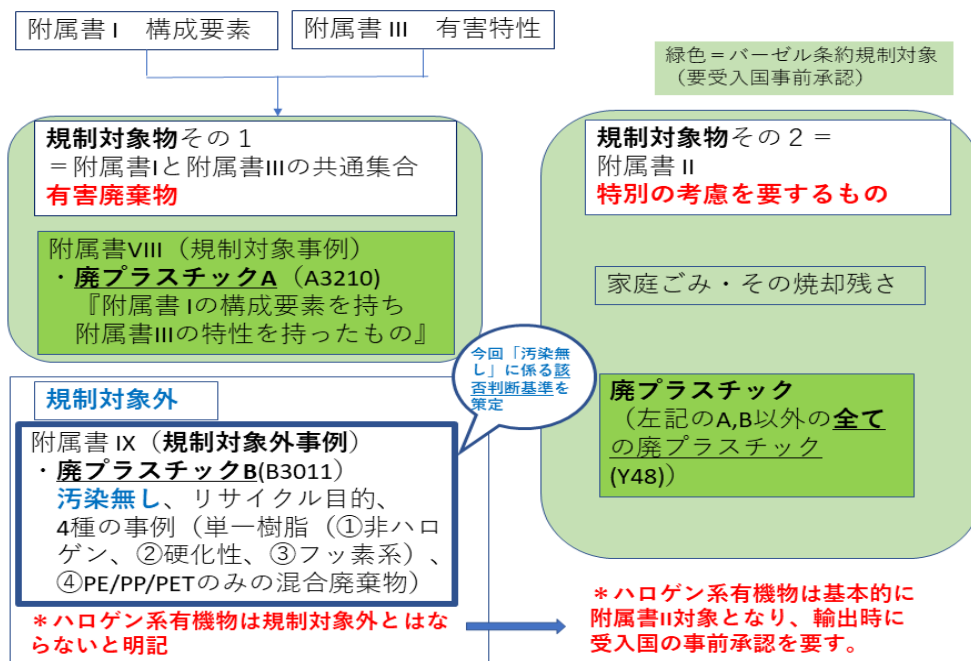
ちなみに、今次改正においては[バゼル法範囲省令の改正で Y48 についての言及はない](#)のです。これは、もともとバゼル法の第二条 (定義等) 第 1 項第一号口において、「特定有害廃棄物等」に「ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物」が含まれるとされ、法律や省令を改正しなくとも[条約附属書Ⅱにおける Y48 の新設が自然と読み込める](#)ためです。

4. 塩ビ系廃棄物の輸出の取り扱い

一方、塩ビ系廃棄物は、B3011 の例外リストでは読み込めないため、すべてがバゼル条約の規制対象となるので、注意が必要です。

通常の廃プラスチックは、B3011 (附属書 IX) に含まれれば規制対象外となります。しかし、B3011 規定には、「主として一のハロゲン化されていない重合体から成るプラスチック廃棄物」と書かれていて、「ハロゲン化プラスチック」である塩ビ系廃棄物はこの例外の対象とならない旨明記されています。B3011 に入らない廃プラスチックは Y48 (ないし A3210) の対象として規制されるわけですから、「該否判断基準にかかわらず、塩ビ系廃棄物はバゼル条約上の廃棄物である限り、バゼル法の輸入承認規制の対象となる」ということになります。なお、リサイクル目的にて有価で輸出される「塩ビ物」であっても、再生過程にあるものは、バゼル法上の「特定有害廃棄物等」であり規制対象です (ペレット、製品原料の余材等は例外)。

(図2) バーゼル条約改正と塩ビ系有機廃棄物の関係



(出所) 塩ビ工業・環境協会作成

5. 塩ビ系廃棄物の輸出に当たって輸出承認を取るために、注意すべきこと

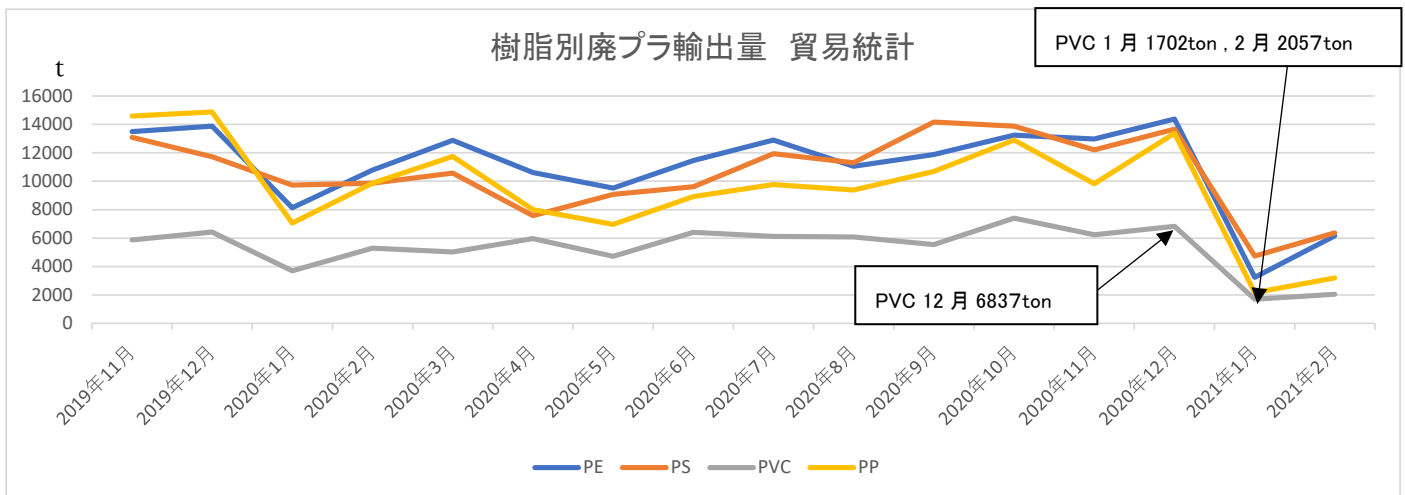
輸出先と相談して、多数の必要書類を準備する必要があります。

バーゼル法上の「特定有害廃棄物等」に該当すると、日本国政府による輸出承認や輸入国の同意が必要とされます。具体的な手続きは、[「特定有害廃棄物等\(バーゼル法の規制対象貨物\)の輸出に関する手引き」](#) (以下「手引き」)をご参照下さい。

具体的に必要となる資料は、バーゼル法範囲省令の第七条に記述されています。

なお、中小事業者の負担軽減のため、VECは塩化ビニル管・継手協会と連携して環境省・経産省に度々相談に伺い手続き簡素化等要望を行い、以下の回答を得ましたので参考になれば幸いです。

要望	環境省回答
輸入先会社からの貸借対照表、損益計算書(3年分)等の入手・提出の免除・簡素化	省令指定のため免除は不可。営業秘密理由の場合は直接輸入先会社から環境省への提出可。翻訳については相談あれば応じる。
排水・排ガス・残渣が出ない場合/相手国に関連法制不在の場合の提出資料の減免	排水・排ガス・残渣が出ないことをフローや工程図で示す資料/現地法制の不在を説明する資料があればよい。
排水・排ガス・残渣が出る場合に遵守すべき日本側法規・基準の明確化	水質汚濁防止法(排水)、大気汚染防止法(排ガス)は「輸出の手引き」で排出基準情報の提示を検討。残渣については鉛の溶出基準を遵守していることが確認できる場合は、埋立処理ならその旨示せばよいが、焼却処理の場合は個別相談。
パレット、製品余材、JIS適合再生原料などは製品扱いでバーゼル法の規制対象外という理解でよいか。	原則その通り。事前相談(地方環境事務所又は日本環境衛生センター)での確認を推奨。



C. 最近の状況について

- 我が国の貿易統計によると、1月、2月と各プラスチックくずとも大幅な輸出減となっています。
- 塩ビくずの場合も、OECD 諸国^(*)である対韓国向けが若干増えているほかは、急減しています。なお、韓国塩ビ協によれば、韓国の貿易統計では、2021年1～3月に入り、日本からの輸入は2020年とほぼ同程度ですが、少しずつ減っている傾向にあります。また、韓国は、2022年からのすべての廃プラスチック（廃塩ビを含む）の輸入禁止を宣言しております^(**)。

(*) 日本から OECD 諸国向けの輸出については、例外的に、「[回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する OECD 理事会決定](#)」[C(2001)107/FINAL]が適用され、塩化ビニルの重合体 (GH013) は、日本からの輸出に関しては従来通り規制対象外となっています。

(**) 出典：韓国塩ビ協会からの聞き取り及び以下のサイト

<http://www.me.go.kr/home/web/board/read.do?menuId=286&boardMasterId=1&boardCategoryId=39&boardId=1422800> (原文韓国語)

D. VEC の対応

- VEC では、3月4日にバーゼル条約の解説を [VEC メールマガジン](#) 及び [VEC ウェブサイト](#) に掲載し、また3月12日に刊行された [PVC ニュース第112号](#) への取材対応の形でも周知掲載を図りました。
- また、塩化ビニル管・継ぎ手協会と協力して、本件関心ある輸出業者への説明を個別に実施しました。
- 輸出事業者からは引き続きの手続きの簡素化を求める声を伺っています。
- VEC としては今後も、環境省・経産省にも指導を受けつつ、塩化ビニル管・継手協会など関係団体・企業等と連携して、本規制に関係者が対処できるよう、規制内容・事業者要望の把握や情報共有に努めてまいります。

以上